

【注意喚起】英国からの遺産相続を持ちかける手紙詐欺について

【ポイント】

- 英国の金融会社を騙り、日本語で、海外で亡くなった日本人の遺産相続を持ちかける手紙が送られてきたとの報告が寄せられており、同様の事例は当館以外でも確認されております。
- 問題の手紙では、「貴方の同意や協力があれば、故人の最近親者となり遺産を相続することができる。」などの甘言を用いて、直接連絡の取れる連絡先を教えるよう要求しています。
- 万一このような手紙を受け取ったとしても、連絡等は一切しないよう、心がけてください。

【本文】

英国の金融会社を騙り、日本語で、海外で亡くなった日本人の遺産相続を持ちかける手紙が送られてきたとの報告が当館に寄せられております。手紙の具体的な内容は以下のとおりです。

- ・差出人は、英国所在の金融会社のコンプライアンス部長を騙る者
- ・日本人が海外で亡くなったが、同人名義の休眠口座に多額の預金があることが判明した
- ・故人は子息を最近親者に指名していたが、血縁関係を突き止めることができなかつたため、貴方を故人の最近親者に指名し、資産を譲渡するための手続を進めることとなった
- ・故人の弁護士の同意を取り付けられれば、故人の資産の38パーセントを貴方に譲渡することができる
- ・この手続に関心があり、作成済みの申請書のコピーを希望する場合は、Eメール又はFAXで連絡を頂きたい
- ・手続を簡便に進める方法の詳細について議論するため、直接連絡の取れる連絡先を教えてください

同一の事例は当館以外でも確認されており、在ニューヨーク日本国総領事館からは既に注意喚起が発出されている

(<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2018-03-01.html>) ことから、同じ内容の手紙が多数の日本人の方宛てに送られているものと思われます。

また2016年にも、今回とは別の金融会社の名を騙って、今回と同様の内容の手紙が多数の日本人の方宛てに送られた事実が確認されていることから、同様の手口は今後も続く可能性が十分考えられます。

この種の事案では、資産の譲渡などの甘言を用いて相手方を言葉巧みに操り、結局、遺産相続手数料などと称して多額の現金を振り込ませるなどの詐欺被害に遭う可能性が極めて高いことから、万一このような手紙を受け取られても、手紙の差出人への連絡等は一切しないよう、心がけてください。

【当館連絡先】

○在ロサンゼルス総領事館

住所：350 South Grand Avenue, Suite 1700, Los Angeles, California 90071, U. S. A.

電話：(市外局番 213) 617-6700

国外からは(国番号 1)-213-617-6700

F A X：(市外局番 213)- 617-6727

国外からは(国番号 1)-213-617-6727

ホームページ：<http://www.la.us.emb-japan.go.jp/web/home.htm>